平成２７年（フ）第７号
前住所長崎県長崎市城栄町41番16―103号
債務者　宮地　聖子（旧姓向・本村）
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９号
長崎県長崎市本河内３丁目６番21―203号、申立時の住所長崎県長崎市西山４丁目130番地
債務者　高木登喜夫
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２号
長崎県西彼杵郡時津町久留里郷1157番地１
債務者　**徳**満　政信
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０号
長崎県長崎市永田町461番地１　市営永田第３アパートＦ棟201号
債務者　奥村　敏彦
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２号
鹿児島県南さつま市金峰町大坂3964番地　市営大坂団地37号
債務者　山田　勇樹
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第７号
宮城県塩竈市石堂10番44号　ヴィラ・ボヌールＣ202号
債務者　佐々木　亮
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４４号
仙台市太白区鈎取２丁目９番10号　ハイブリッドレジデンスⅢ―110
債務者　小松　　清
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１２号
福島市八木田字神明120番地の３　今野アパート北１―Ｄ
債務者　近藤　広美
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第８０号
茨城県つくば市筑穂２丁目21番地６　アネシススピティＢ201
債務者　須藤　孝子
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第２３９号
茨城県土浦市藤沢3383番地２、前住所茨城県土浦市藤沢3097番地１　サンシャインＫ202
債務者　白井　瑞之
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第３１７号
山梨県甲府市善光寺２丁目３番９号　ブルーハウス201
債務者　西村　雄太
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４５６号
兵庫県加古川市加古川町粟津167番地の７
債務者　河野　　誠
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第５９号
広島県呉市天応南町11番15―705号
債務者　風戸はふり（旧姓狩野）
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２４号
奈良県天理市長柄町770番地
債務者　上田　理佳
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３１号
広島県廿日市市阿品台西４―19―103、住民票上の住所広島市西区井口２丁目19番34号渡邊方
債務者　柳　みどり（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５８号
広島市安佐北区亀山７丁目19―26　グッディ亀山204号、住民票上の住所広島市安佐北区可部町大字勝木2565番地19
債務者　小林　　誠
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１号
山口県萩市大字明木3409番地、前住所島根県益田市中吉田町518番地４　京美荘201号
債務者　吉屋　明美
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
山口地方裁判所萩支部